倉 内 行 政 書 士 事 務 所 通 信

発行日　平成２９年５月１日

発行者　行政書士　倉内　幸雄

穏やかな日差しになり、梅雨前の心地よい季節になりました。
今月は、相続手続⑹についてお話したいと思います。

財産調査について

戸籍の収集後、財産の調査を行うことになります。

①不動産・・・建物については固定資産税の評価額、土地については路線価

②預貯金・・・被相続人死亡時の預貯金額

③株式・有価証券・・・被相続人死亡時の評価額

④債権・・・被相続人死亡時の債権額

⑤債務・・・被相続人死亡時の債務額

その他にも生命保険、損害保険、年金、健康保険、無形財産（営業権）等があります。

相続財産について

被相続人名義であっても相続財産になるものとならないもの、遺産分割の対象になるものとならないもの、相続税申告の際に申告しなければならないとしなくてもよいものがあります。

	相続財産か否か	遺産分割の対象か否か	相続税申告時に必要か否か
不動産	○	○	○
現金	○	○	○
預貯金	○	○　※1	○
株式・有価証券	○	○	○
債権	○	△　※2	○
債務	○	△　※2	○
生命保険金	×	×	○
年金（未収年金）	×	×	×
健康保険（葬祭費）	×	×	×

※1 預貯金については、従前遺産分割の対象ではない、とされてきましたが、昨年 12 月の最高裁にて遺産分割の対象になるとの判断がなされました。

※2 債券や債務については原則的には当然に分割されるものとされていますが、相続人全員の合意により分割の対象とすることは可能です。ただし、債務については、相続人間の内部的効力しか及ばず、債権者に対して主張することはできません。

上記については、一般的な例を挙げましたが、生命保険契約について、入院給付金が同時に支払われる場合の入院給付金は相続財産となりますし、健康保険についても高額医療費還付金は相続財産となります。

このように、被相続人に関連する財産でも、相続財産か否か、遺産分割の対象か否か、相続税申告時に申告が必要か否かでそれぞれ異なることになります。

最後に

相続手続きの相談や受任をしていると、自ずと皆さんの関心は相続税の申告の有無やその税額になりますし、それは当然のことと思います。

しかし、相続財産をしっかり調査・判断しないと相続税の申告の有無やその税額もわからないことになります。

また、相続税には各種の控除の規定があり、誰が相続するかにより相続税を支払う必要がなくなるケースもあります。

当事務所は、登記手続き（司法書士）や相続税申告（税理士）との橋渡し役となるための相続財産調査・遺産分割協議書の作成や速やかな手続きを行っており、評価を得ております。

どうしたら良いか分からないとき、判断に迷われたときは是非ご相談下さい。

次回に知りたい、書いてほしい事柄等ございましたら、下記の当事務所の電話、ファックス、メール、ホームページ上のお問合せフォームよりご連絡下さい。

倉内行政書士事務所
〒189-0013　東京都東村山市栄町 2-15-11　礒田ビル-B
TEL・FAX　042-306-4171
E-mail:*kurauchi-gyosei@snow.ocn.ne.jp*
http:// *kurauchi-gyosei.jimd.com/*